

議案第 77 号

箱根町観光施設条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町観光施設条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 26 年 12 月 3 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

箱根芦之湯フラワーセンターの閉館に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提出するものである。

## 箱根町観光施設条例の一部を改正する条例

箱根町観光施設条例（平成 17 年箱根町条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第1、別表第2及び別表第4の箱根芦之湯フラワーセンターの項を削る。

### 附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。